裁判へのご支援・ご協力を!
2016年05月25日　91号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

５月１５日（日）、「新・人間裁判」第二次提訴記念の生活保護学習会での、伊藤勇人さんの決意表明を紹介します（上）。

私が生活保護を受けるに至った理由は、精神病になったからです。今でこそ病名も統合失調症と言われていますが、私が精神疾患で入院したころは、まだ精神分裂病と言われ偏見の的でした。いま思い起こせば、確かに精神が平常心とは程遠い状態だったことを覚えています。

自衛官という職業上、病気が回復したのちに復職もできて生活には何も困りませんでした。が、退官した後に再発をして精神病院で過ごすことで２０代の半分近くの若き日を棒に振りました。独り身で生活保護のお世話になったのがこの入院期間でした。

社会復帰してからは精神病とは縁が切れたと思っていました。病気のことを知っている知人からは、人の三倍も五倍も頑張れと発破をかけられて働きました。この頃の頑張りが無ければ結婚も子を持つこともあり得なかったことです。普通の暮らしがしたい、高望みは一切していません。しかし、ハード過ぎた仕事ゆえ疲れも溜まり、縁が切れたはずの精神病が再再発したのです。仕事は嫌いではありませんでした。病気ゆえのやむを得ない退職でした。

そのあとは、精神障害者としての人生が始まりました。人の親ゆえに働くのが当たり前、必死で職を探しましたが受け入れてくれる企業はありませんでした。当時、札幌市にあった制度で職親制度というものがありました。周りの相談者の助言ももらい、前職の経験を生かして知人の会社で訓練を兼ねて仕事をしたことがあります。ひと夏でリタイヤしました。年齢的なこともありましたが、ブランクが大きすぎました。もっと気楽にできる仕事から始めよう、そう思っていた頃、今の清掃の仕事をする機会を得ました。午前中だけの仕事でしたが月曜から土曜まで毎日ありましたし、一人仕事で楽でした。もちろん給与は以前の１０分の１程度にしかなりません。でもそれが、この時に自分ができた精一杯の仕事になりました。現在は会社の都合で週に３回の仕事に減ってしまいましたが、何かの縁があって就いた仕事、精神障害者になってからの仕事として簡単には辞められません。

妻はもちろん働いてくれています。私は障害年金も受けています。ただ娘はどんどん成長します。就学援助を受けたり、それまで貯めた貯蓄を切り崩しながらの生活を続けました。娘が高校入学と同時に再び生活保護を申請しました。自分たち家族にとってはこれにすがるしかありませんでした。でも、少しでも働いて足りない分を保護のお世話になろう、そう思って僅かながら働いています。自分たちの健康状態が許す範囲ではありますが、頑張っています。娘を社会人として送り出し、ひと段落ついてからは夫婦ふたり、質素ではありますが少しは気楽に生活を営んできました。

（下に続く）

裁判へのご支援・ご協力を!
2016年05月25日　92号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ファックス　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

５月１５日（日）、「新・人間裁判」第二次提訴記念の生活保護学習会での、伊藤勇人さんの決意表明を紹介します（下）。

ところが平成25年８月、国の施策で生活保護費の削減が始まりました。それまでは保護費の中に（稼働収入に対する）特別控除という制度がありました。世帯の（就労）年収の１割が控除されるものでした。それがいきなり全廃になったのです。我が家では12万円程度の削減です。それまでは電化製品が壊れたときとか、冠婚葬祭のときとか、兄弟、友人等との付き合いとかのために使うお金として少しずつ蓄えることもできましたが、いまそれをしようと思ったら、本当に質素な食生活と光熱費の節約等、我慢に我慢を重ねつつの生活を送らざるを得ません。
ひと月の食費の割合を見ても削減前のほぼ半額におさえているのが現状です。生活扶助のみならず住宅扶助、冬季加算、年末一時扶助と次から次へと削減されています。

そんな生活を送る中で国に訴えるべく審査請求が始まりました。支援してくれる方々と訴えてきました。道への口頭意見陳述、再審査請求、新聞社の取材にも何度も答えてきました。この流れで現在「新・人間裁判」という裁判が行われています。本来であれば自分も原告として当たり前に訴えていくべきでしたが、それまでの疲労と娘への配慮、妻からの精神疾患が悪化するのではないかという不安から、原告になることを思いとどまるに至りました。

幾度かの裁判に立ち会い、報告を聞き、何よりも同じ障害を持つ仲間が目の前で頑張っている姿を見てきて、自分は何をすべきかをもう一度考えるに至りました。こんなにも大勢の仲間が原告として国を相手取り訴えている、自分も皆と同じ辛い立場だ、そう思った時点で心に決めていました。二次提訴があると聞いて、この機会に原告となって皆と一緒に裁判を闘おうと決意しました。

憲法25条１項～すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。２項～国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この憲法にうたわれていることを無視して生活保護費削減を行うこの国の政府のやり方には、到底我慢できません。生存権など完全に無視されています。先日、二次提訴の日、東京の日比谷で行われた２５条集会に参加してきました。日比谷野外音楽堂の壇上に立ち、3500人の同じ意思を持って闘う仲間を目の当たりにして、大きな感動と勇気をもらいました。発言をした当事者の中には涙しながら訴える人もいました。この日から原告になった私もその一人として強く国に訴えていこうと思いました。

新・人間裁判　第7回口頭弁論

６月８日（水）
- 12:40　札幌地方裁判所前に集合
- 13:30　口頭弁論開始
- 14:00　報　告　会

札幌市教育文化会館・３０５研修室